

Q どのような状況だと濃厚接触者とされるのか？

国立感染症研究所の定義によると、新型コロナウイルス感染症と診断された患者と以下のような状況で感染可能期間に接触した者とされています¹。なお、感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間とされます。この定義は、WHOの「世界におけるCOVID-19サーベイランスに関する暫定ガイダンス（Global surveillance for COVID-19 caused by human infection with COVID-19 virus Interim guidance 20 March 2020）」を参考としたものです。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

Q 医療従事者が濃厚接触者にならないためには？

濃厚接触者と判断されないためには、新型コロナウイルス感染症の患者が受診する可能性を踏まえ、院内では、医療従事者も患者も常にマスクを着用しておくことが肝要です。加えて、発熱や呼吸器症状を認める患者に接触するときは、アイゴーグルやフェイスシールドなどで眼を保護するように心がけてください。

医療従事者の曝露のリスク評価と対応については、日本環境感染学会の手引きを参考としてください²。なお、判断がつかない場合には、保健所へご相談ください。

¹ 国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

² 日本環境感染学会：医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=355

表1 医療従事者の曝露のリスク評価と対応

新型コロナウイルス感染症患者と接触したときの状況（注1）		曝露のリスク	健康観察（曝露後14日目まで）	無症状の医療従事者に対する就業制限
マスクを着用している新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に長時間(注2)の濃厚接触あり				
医療従事者のPPE	PPEの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	低リスク	自己	なし
	サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己	なし (体位変換などの広範囲の身体的接触があった場合は14日間)
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己	なし
マスクを着用していない新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に長時間(注2)の濃厚接触あり				
医療従事者のPPE	着用なし（注2）	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし（注2）	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己	なし (体位変換やリハビリなどの広範囲の身体的接触があった場合は中リスクとして14日間)
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己	なし (注3に該当する場合は中リスクとして14日)

Interim U.S. Guidance for Risk Assessment and Public Health Management of Healthcare Personnel with Potential Exposure in a Healthcare Setting to Patients with 2019 Novel Coronavirus (2019-nCoV)2020年4月15日版をもとに作成し改変

注1 記載されているPPE以外のPPEは着用していたと考えます。例えば「眼の防護なし」とある場合は、それ以外の推奨されるPPE(マスク、手袋、ガウン)は着用していたと考えます。

注2 接触時間の目安について、旧ガイドでは3分以上を一定時間としていましたが、海外の各専門機関の指針等を踏まえて全般的に“15分以上”を長時間の基準に変更しました。ただし、患者と医療従事者が共にマスクを着用せず、外来診察など近い距離で対応した場合は、3分以上でも感染リスクが発生する可能性もあります。そのため、時間だけで明確にリスクのあるなしを決定せず、その際の状況も踏まえて判断する必要があります。

注3 サージカルマスクを着用した医療従事者が大量のエアロゾルを生じる処置を実施した場合や、これらの処置を実施中の病室内に滞在した場合は中リスクと判断します。ただし、N95マスクを着用していた場合は低リスクと判断します。

Q 濃厚接触者となった医師は、診療できないのか？

A 医師が濃厚接触者と判断された場合であっても、電話や情報通信機器を用いた診療を行うことは認められます。この際、患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋を送付することができます。なお、この業務は、対面診療を行わない限り可能です。

Q 医師以外の濃厚接触をした医療関係者の業務制限は

A 看護師が濃厚接触者と判断された場合は、患者のケアを直接行わない事務作業等を他の勤務者と接触しない在宅で行うことは認められます。